

代議員選挙立候補届出書

私は、定款第 5 条に定められた代議員の選出規定に基づき、以下のとおり代議員選挙の候補者に立候補いたします。(定款第 5 条は本書裏面を参照)

ふりがな				会 員 番 号	
氏 名					
立候補の趣 旨 (100 字以内)					
指 導 歴					
連 絡 先	住 所	〒 ー 都・道・府・県			
		郡 市・町・村 区			
		(建物名) 号室			
	携帯電話番号		固定電話番号		
	e-mail アドレス (携帯)		e-mail アドレス (PC)		

注) 立候補者は、正会員に限ります。太枠内の項目は、代議員候補者名簿に記載します。

平成 年 月 日

(自署) 立候補者氏名 _____ 印

受 付 日

1. 代議員候補者名簿は、代議員候補者の告示に際して会員に送付します。氏名、立候補の趣旨、運動指導歴は代議員候補者名簿に含まれ、全員に公開されます。
2. ご記入いただいた情報は、本協会の代議員選挙および代議員制度の運営に使用し、目的外の使用はいたしません。
3. 本書の届出は郵送を原則としますが、添付メールでの届出も受け付けます。
- 送信先アドレス jafastaff@jafa-net.or.jp

「定款 第3章 会員」

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の二種とする。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 この法人の社員は、正会員の居住する都道府県ごとに100名に1名の割合で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)の社員とする。ただしこれに加えて正会員が100名を超える都道府県からは、100名を超えるごとに1名を加え選出する。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は総会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙に於いて、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1回、1月から3月の間に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条、第268条、第278条、第284条、)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。ただし、補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位。
- 9 第7項の補欠の代議員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了のときまでとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。
- 12 代議員には報酬を支払うことができる。